

平成30年度 造林・素材生産・販売事業  
に関する説明会

各事業説明資料

# 平成30年度 各事業共通事項

平成30年2月28日(水)

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

# 1 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

- 「公共工事設計労務単価」、「調査、測量、設計及び計画業務に係る設計業務委託等技術者単価」が決定、3月1日から適用となります。
- 北海道国有林では、3月1日以降に公告を行う造林・素材生産事業、調査、測量、設計及び計画業務は、全て新労務単価を適用します。

①  
3月1日以降に  
入札・契約が該当  
【特例措置の適用】

- 新単価は、旧単価と比較して、全国全職種単純平均で約2.8%に上昇、3月1日以降に契約を行う事業のうち、旧単価を適用し、予定価格を積算しているものは、特例措置が適用となります。
- 新単価決定に伴い、受注者は、国有林野事業「造林事業請負契約約款」、「製品生産事業請負契約約款」等に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に請負代金額変更の協議を請求することができます。

②  
2月28日までに  
契約を締結して  
おり残事業期間  
が2ヶ月以上ある  
契約が該当  
【スライドの適用】

- 賃金の急激な変動により請負代金額が著しく不相当なる場合、受注者は、国有林野事業「造林事業請負契約約款」、「製品生産事業請負契約約款」等に基づき、2月28日以前の契約のうち、残事業期間が2ヶ月以上ある受注事業についてスライド方式の適用により請負代金額変更の協議を請求することができます。

## 2 林業経営体の育成について

「農林水産業・地域活力創造プラン」では、森林所有者自ら森林管理を行わない場合、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営の集積・集約化を行う等の新たな森林管理システムを構築することとされたところです。

この度、林野庁長官から各都道府県知事に対して「林業経営体の育成について」が通知となり、都道府県では、新たな森林管理システム構築に向けた検討が開始します。

「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体とは次のとおり。

### 基本的な考え方

- 相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す経営体
- 自己又は他人の保有する森林において、事業主もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。

### 林業経営体に取り組むべき事項

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| (1)素材生産の生産量又は生産性の増加 | (5)素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保 |
| (2)原木の安定供給・流通の合理化等  | (6)伐採・造林に関する行動規範の策定等         |
| (3)主伐後の再造林の確保       | (7)雇用管理の改善と労働安全対策            |
| (4)造林保育の省力化・低コスト化   |                              |

北海道森林管理局では、管内国有林において、造林・生産請負事業の受注実績(過去2年間)のある事業者等について、北海道の林業経営体・事業者育成担当官に情報提供するとともに情報提供に対し、今後の北海道における対応状況等を把握する観点から、相互に情報連絡を密に行うよう申し入れを行ったところです。

意欲と能力のある林業経営者のイメージ

考慮事項

- ① 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営を実現を目指す
- ② 主伐後の再造林を実施するなど林業生産活動の継続性の確保を目指す

林業経営を行う能力を有すると判断する事項

- ・ 素材生産の生産量又は生産性の増加
- ・ 主伐後の再造林の確保
- ・ 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保
- ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定等

【平成31年4月から】

新たな森林管理システムにおいて  
経営管理実施権の設定を受けられる者

経営管理実施権の設定を希望する  
(林業経営を受託する意思を有する)



効率的かつ安定的な林業経営を行う  
能力を有すると認められる

【H29補正  
・H30当初予算】

合板・製材・集成材国際競争力強化対策(H29補正)、林業成長産業化総合対策(H30当初)等により重点的に支援

「意欲と能力のある林業経営者」へと育成を図る林業経営体の選定等の流れ(イメージ)

基準の  
設定後

林業経営体の情報に関する  
登録・公表制度

HPで公表  
(名称、所在地)

育成を図る林業経営体

選定

判断基準

経営情報

注: 登録・公表制度の登録  
申請様式を活用

支援を希望する  
林業経営体

移行措置  
の場合

(最長で平成30年度末まで)

HPで公表  
(名称、所在地)

育成を図る林業経営体

選定

- 労確法の改善計画
- 経営基盤強化法の経営改善計画
- 間伐促進法の促進計画
- 木安法の安定供給確保事業計画
- 県独自の認定制度

- 素材生産量・生産性増加
- 主伐後の再造林の確保

支援を希望する  
林業経営体

※ 最初に登録・公表制度の林業経営体名簿を整備した上で、その中から育成を図る林業経営体を選定するという手順でも可。

# 平成30年度 造林事業関係について

平成30年2月28日(水)

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

# 1 平成30年度 造林関係事業の概要について

補正、翌債、明許を含めて平成29年度と同程度の予定

- (1)平成29年度繰越し(翌債)による事業  
5署 新植植付189.58ha、除伐32.15ha外  
※現在公告中、3月上旬入札予定
- (2)平成29年度補正予算  
(ゼロ国(保安林整備))による事業  
2署 新植植付4.34ha、下刈27ha外  
※現在公告中、3月下旬入札予定
- (3)平成29年度繰越し(明許)による予算  
※現在調整中、3月上旬公告予定



## 2 造林請負事業とコンテナ苗の安定需給協定について

### 目的等

- 森林の多面的機能の発揮や森林資源の循環利用を図る観点から、今後増加する主伐後の伐採跡地等における効率的かつ効果的な再造林を着実に推進するため、施工性に優れたコンテナ苗の普及を進めることとしている。このような現状を踏まえ、コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及びコンテナ苗生産者(以下「生産者」という。)の育成等に資することを目的として実施。
- 森林管理局長が生産者とコンテナ苗の需給に関する相互協定を締結した上で、生産者が生産したコンテナ苗を、森林管理署または森林管理署支署(以下、「森林管理署等」という。)が実施する造林請負事業で使用する。なお、締結する生産者の選定に当たっては、公募(企画競争)により決定。

### ポイント

- ① 協定後、生産～育苗～出荷までを安心・効率的に実施できるよう、複数年協定とする。協定期間は、カラマツ類・トドマツともに2年間とする。
- ② 企画提案による総合的な評価により、上位から複数者を選定(1者の可能性も有り)。
- ③ 需要者(国有林)と苗木生産者の双方にメリットのある仕組みを構築  
需 要 者 : 品質の確保(良質のコンテナ苗を調達)  
必要量の確保(必要なコンテナ苗を確実に確保)  
コンテナ苗の低価格化を期待(再造林コストの省力化、低コスト化へ)  
苗木生産者 : 安定的な生産、残苗リスクの軽減  
(購入が確約されることから、安心して生産することが可能)  
施設等への投資(計画的な設備投資や安定した雇用を期待)  
信頼性の向上(国有林と協定しているということから社会的な信頼を獲得)

## 実施予定の樹種、区域及び対象者等(実施要領 第2・3条)

○ 予定しているコンテナ苗の樹種及び実施区域

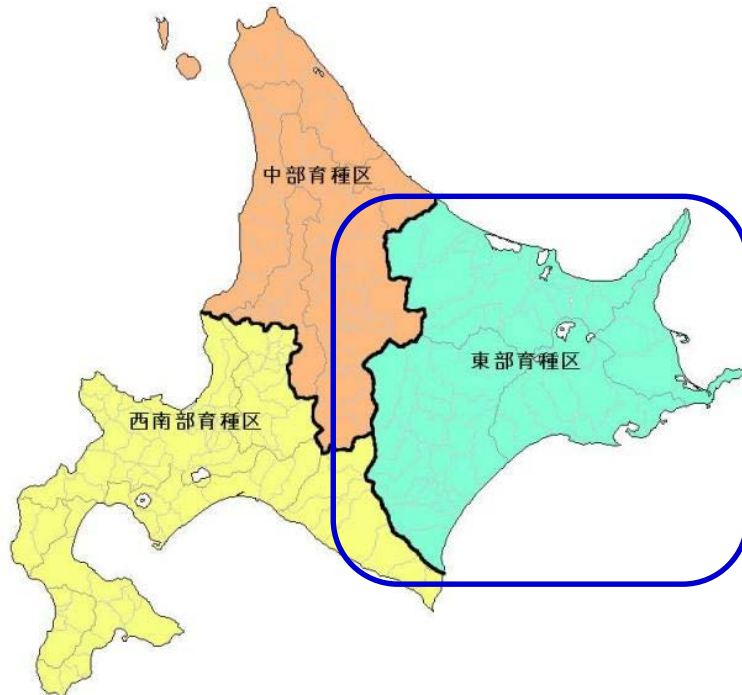
(1) 樹種: カラマツ類及びトドマツ

(2) 実施区域: 北海道育種区 **東部育種区**

○ 対象とするコンテナ苗の生産者

北海道育種区東部育種区に苗木生産施設を有している生産者

### 北海道育種基本区



育種区の名称	黒字: 振興局の区域 赤字: 森林管理(支)署の区域
中部育種区	宗谷・上川・留萌・空知(一部)の各(総合)振興局管内 留萌北部・留萌南部・上川北部・宗谷・上川中部・上川南部・空知(北空知(支))
東部育種区	オホーツク・十勝・釧路・根室の各(総合)振興局管内 網走西部・網走西部(西紋別(支))・網走中部・網走南部・根釧西部・根釧東部・十勝東部・十勝西部・十勝西部(東大雪(支))
西南部育種区	渡島・檜山・日高・石狩・空知(一部)・後志・胆振の各(総合)振興局管内 石狩・空知・胆振東部・日高北部・日高南部・後志・渡島・檜山

# 北海道育種区東部育種区のコンテナ苗の安定需給協定に該当する物件においては、 以下のとおり入札公告へ明記するとともに特記仕様書に調達先を明記。

## 入札公告例

【造林・素材生産 入札公告模範例(案)(一般競争)(総合評価)】

入札公告(造林・素材生産事業請負)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理(支)署長

### 1 事業概要

(1) 事業名 〇〇〇〇事業

(2) 事業場所 〇〇森林管理(支)署 〇〇林班〇〇小班外

### (3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

植付で使用する(一部)コンテナ苗木は、特記仕様書のとおり「コンテナ苗の安定需給協定」締結者の苗木を使用すること。

別添

## 特記仕様書例

- 植付作業で使用する(一部)コンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社 岸苗畑 紋別郡滝上町字滝ノ上市街地 5条通2丁目17番地 tel 0158-29-2269	クリーン ラーチ	1号(150CC)	〇〇本
佐々木産業有限会社 紋別郡遠軽町福路2丁目5番地25 tel 0158-42-5261	クリーン ラーチ	1号(150CC)	〇〇本
有限会社大坂林業 中川郡幕別町忠類錦町438 tel 01558-8-2236	トドマツ カラマツ	1号(300CC) 1号(150CC)	〇〇本 〇〇本
北振種苗有限会社 紋別郡雄武町字中雄武108番地 tel 0158-84-3820	トドマツ	1号(300CC)	〇〇本

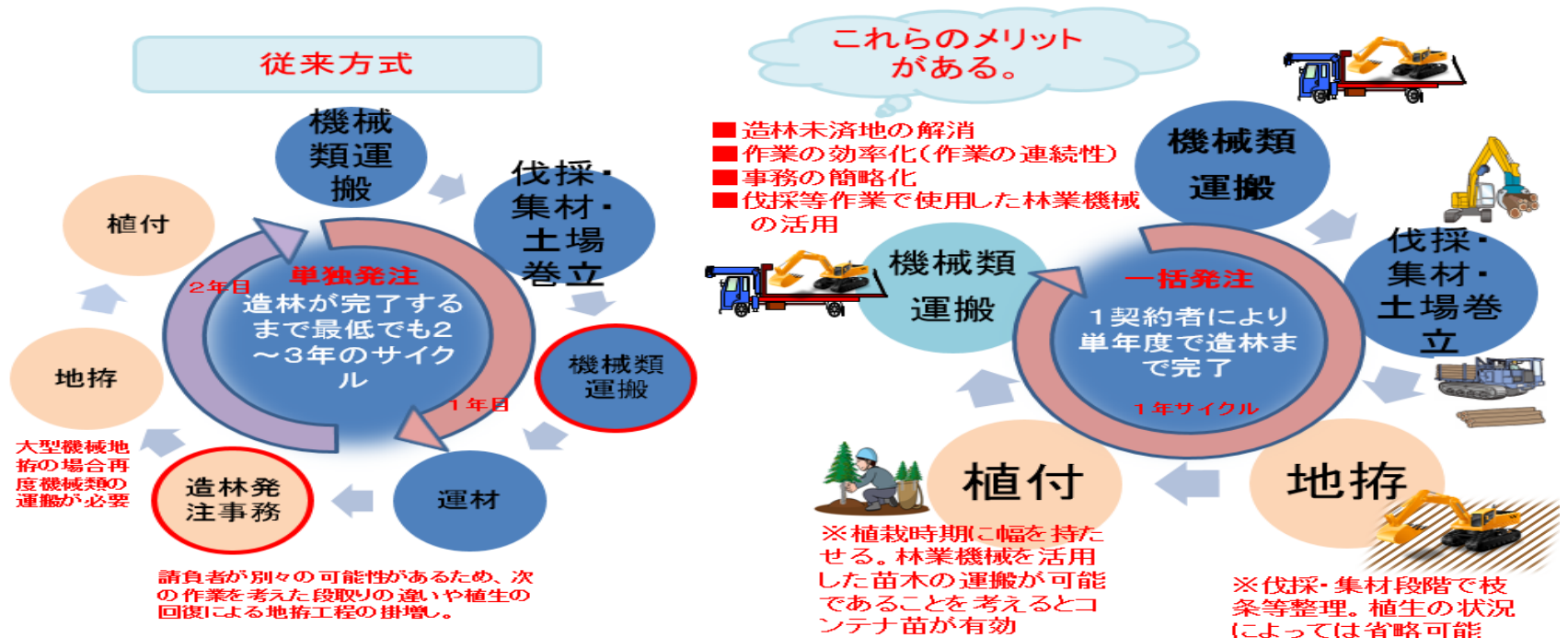
- 佐々木産業有限会社からの協定苗木について、コンテナボックス(規格)に詰め出荷されることから、生産者と協議のうえ苗木運搬すること。
- 北振種苗有限会社からの協定苗木について、生分解性コンテナ苗を土嚢袋(縦:約60cm、横:約50cm)に詰め出荷されることから、生産者と協議のうえ苗木運搬すること。
- 上記2及び3の出荷方法がわかるように実行記録写真の整理をすること。

### 3 伐採と造林の一貫作業について

- 30年度に誘導伐などの更新を伴う箇所では、生産と造林の一貫作業(伐採～植付、伐採～地拵)を進めます。
- 30年度は、20署等(石狩・空知・日高北部・日高南部・上川北部・宗谷・網走西部・西紋別・網走中部・網走南部・根釧西部・根釧東部・十勝西部・十勝東部・後志・檜山・渡島署)において実施予定。

## 一貫作業システム

伐採と造林の単独発注と一括発注による作業サイクル比較



## 4 植栽本数の見直しと植栽樹種選択等について

- 保安林の指定作業要件における植栽(本数)指定が無い場合、平均1割程度削減する取り組みや局統一仕様による低密度植栽(約1,000/haと約1,500/haの2タイプ)実証事業を推進。
- 成長の優れたカラマツ類の植栽に適した場所では、積極的にこれらを植栽することとします。
- カラマツ類を秋植えする箇所では野鼠防除を併せて実施。



## 5 下刈の省力化、省略化について

- 植生の根茎を除去する大型機械地拵により、植栽後1～3年間は必要が生じない限り下刈を行わない施業を推進。



### □大型機械地拵の有効性

- ・伐採段階で発生する末木枝条整理の効率化。
- ・笹の根茎を除去することによる下刈回数の省略。
- ・下刈の機械化につなげることができる。
- ・従事者の労働強度軽減と安全確保及びこれを通じた雇用促進
- ・デメリット：少雪で土壌凍結する場所での表土流出の事例、植生が笹から大型草本に変化する事例等があることも認識する必要あり

- 下刈2回刈の時期別試験結果を踏まえ、下刈1回刈に見直す実証事業を拡大



- 下刈の余裕をもった作業期間設定、実施・完了時期の判断目安。

← [下刈りは行わない] → [下刈りを実施]

C1	C2	C3	C4
スギ樹冠が雑草木から半分以上露出	スギ樹冠の梢端が雑草木から露出	スギ樹冠と雑草木の高さが同じ	スギ樹冠が雑草木に完全に埋もれる

資料  
低コスト再生林の  
実用化に向けた  
研究成果集  
(森林総合研究所)



## 6 台風等による風倒木等への対応について

- 過去に北海道を通過した台風により各種の被害が発生しましたが、事業者の皆様のご協力により、事業への影響を最小限に留めることができ、深く感謝申し上げます。
- 台風等被害のあった署では、立木販売による被害木処理を進めておりますが、引き続き、造林請負事業にも含めて発注するなどして、30年度造林事業の円滑な実施を図ります。



作業道修理(路面整正・敷砂利)



立木伐倒・造材処理



平成30年度 造林・素材生産・販売事業に関する説明会

## 平成30年度 素材生産・販売事業関係について

- 1 平成30年度 素材生産・販売事業関係の概要
- 2 製品生産事業について
- 3 国有林材の安定供給システムによる販売
- 4 その他

平成30年2月28日(水)

# 平成30年度 素材生産・販売事業関係の概要

## 1 平成30年度製品生産事業量

補正、ゼロ国、翌債を含めて平成29年度の  
102%程度の予定

### (1) 平成29年度補正予算、ゼロ国

補正	7署	51,400m <sup>3</sup>	公告済み
----	----	----------------------	------

ゼロ国	3署	12,403 m <sup>3</sup>	公告済み
-----	----	-----------------------	------

### (2) 平成29年度繰り越し(翌債)による事業

2署	19,000 m <sup>3</sup>	公告済み
----	-----------------------	------

## 2 平成30年度民間競争入札(市場化テスト)

(1) 石狩森林管理署(3力年)

面積:約400ha

材積:約 15,200m<sup>3</sup>

(2) 空知森林管理署(3力年)

面積:約489ha

材積:約 23,000m<sup>3</sup>

(3) 留萌北部森林管理署(2力年)

面積:約193ha

材積:約 4,000m<sup>3</sup>

(4) 根釧西部森林管理署(2力年)

面積:約368ha

材積:約 15,400m<sup>3</sup>

(5) 根釧東部森林管理署(2力年)

面積:約257ha

材積:約 9,400m<sup>3</sup>

### 3 森林整備事業の生産性向上の取組

国有林が実施する森林整備事業の低コスト化推進

○ 国有林が先導して森林整備事業の低コスト化を実現

- ・列状間伐の徹底や既設作業路の積極的な再利用
- ・誘導伐箇所は原則一貫作業（伐採～植付、伐採～地拵）

民有林への普及・技術移転

民・国全体で素材生産事業の生産性向上

林業が産業として自立

林業の成長産業化

森林所有者に還元

森林整備の推進による  
国産材の安定供給

### 3 森林整備事業の生産性向上の取組 ②

#### 生産性向上の取組

- 森林整備事業の低コスト化を実現するため、生産性の向上が不可欠
  - ① 作業工程毎の生産性を的確に把握・分析
  - ② 作業工程の中の「ボトルネック」の洗い出し
  - ③ ボトルネックの解消、効率的な作業仕組みの検討
  - ④ 次回の作業において、新たな作業仕組みの実践

#### 工程管理の実施

平成29年度事業から、製品生産請負事業箇所1署1箇所  
で工程管理表提出の義務化、平成30年度も同様に実施。  
(特記仕様書)

# 平成30年度 製品販売事業の概要

## 1 平成30年度製品販売事業の予定について

### (1) 委託販売について

- ・産物委託販売の企画競争（公募）
- ・越材の販売について

### (2) システム販売について

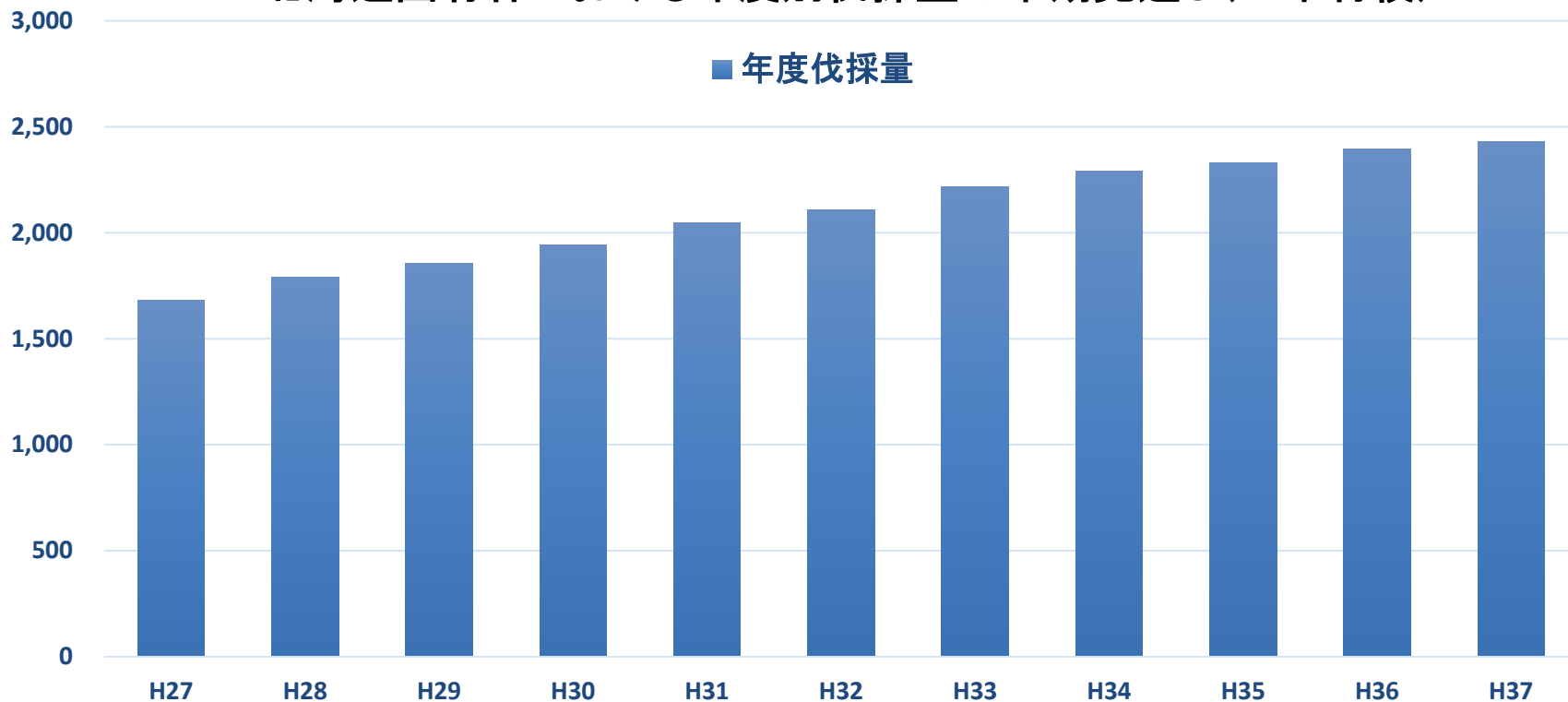
- ・昨年度との主な変更について
- ・素材生産事業体、監督職員、資源活用担当者との連携について

# 平成30年度以降の伐採量の中期見通し

- 各年度伐採量は、H29年度樹立署の伐採量の伸び率等を参考に推計したものであり、今後の樹立等により変動がある。

単位：千 $m^3$

北海道国有林における年度別伐採量の中期見通し(立木材積)

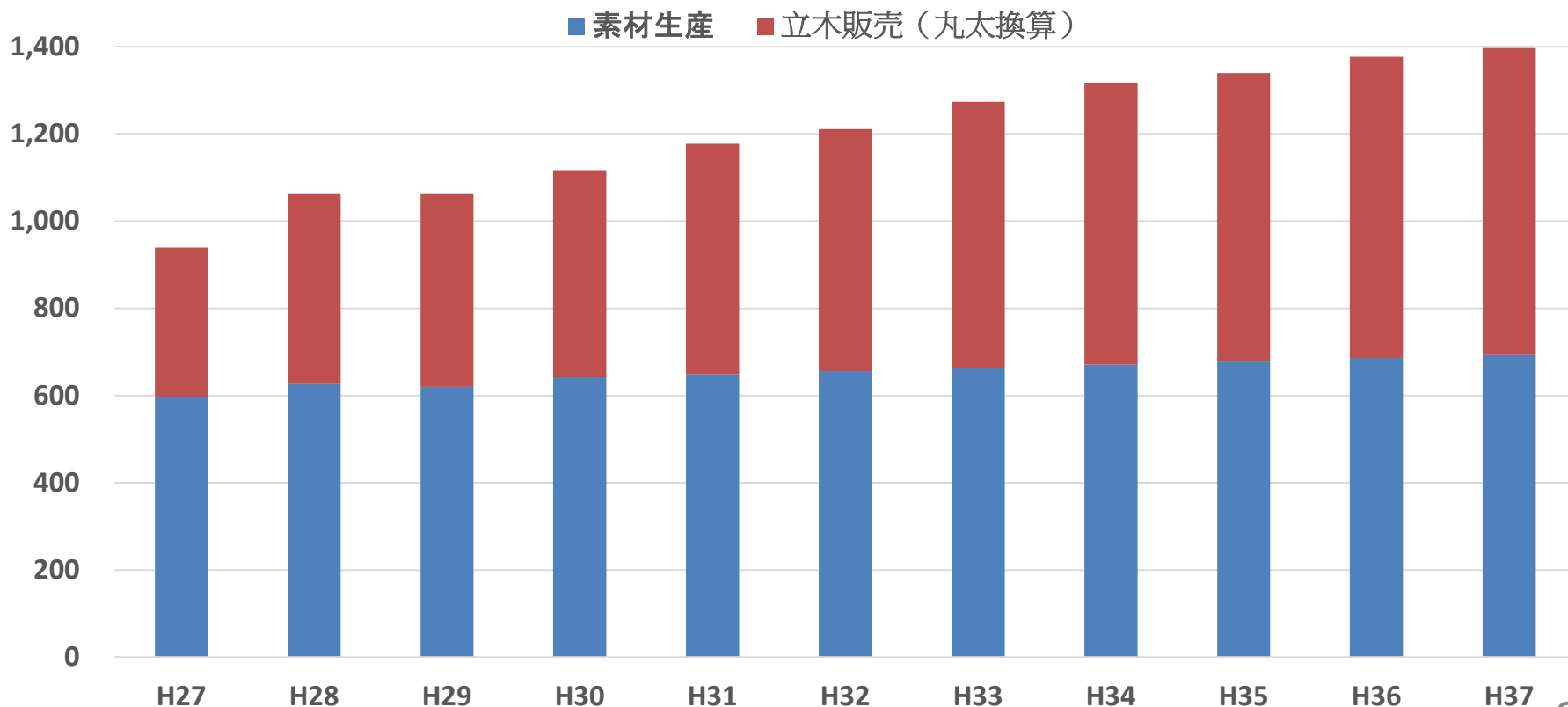


# 平成30年度以降の木材供給量の中期見通し

- 各年度供給量は、伐採量の見通し、事業予算、生産コスト等を総合的に勘案のうえ推計したものであり、各年度の予算等によって変動がある。
- 立木販売数量は、立木販売量の見通しに製品生産事業の平均的な歩留まりを乗じて算出。

単位：千 $m^3$   
1,600

北海道国有林における木材供給の中期見通し(丸太材積)

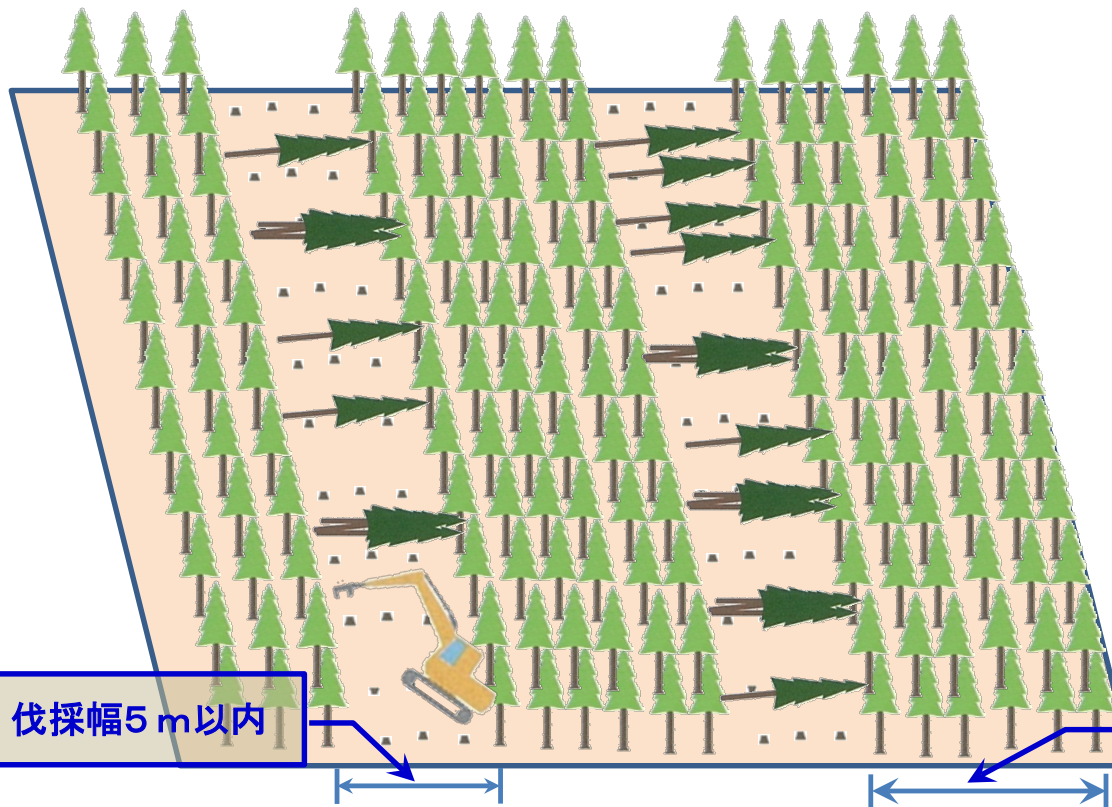




# 素材生産事業関係

## 1 列状間伐の伐採幅

平成29年度から、高性能林業機械を導入する場合の伐採幅については、立地条件および林分状況等を勘案して4mを超える(但し、5m以内まで)ことができるようになりました。  
発注署等の指示により伐採幅を決めてください。

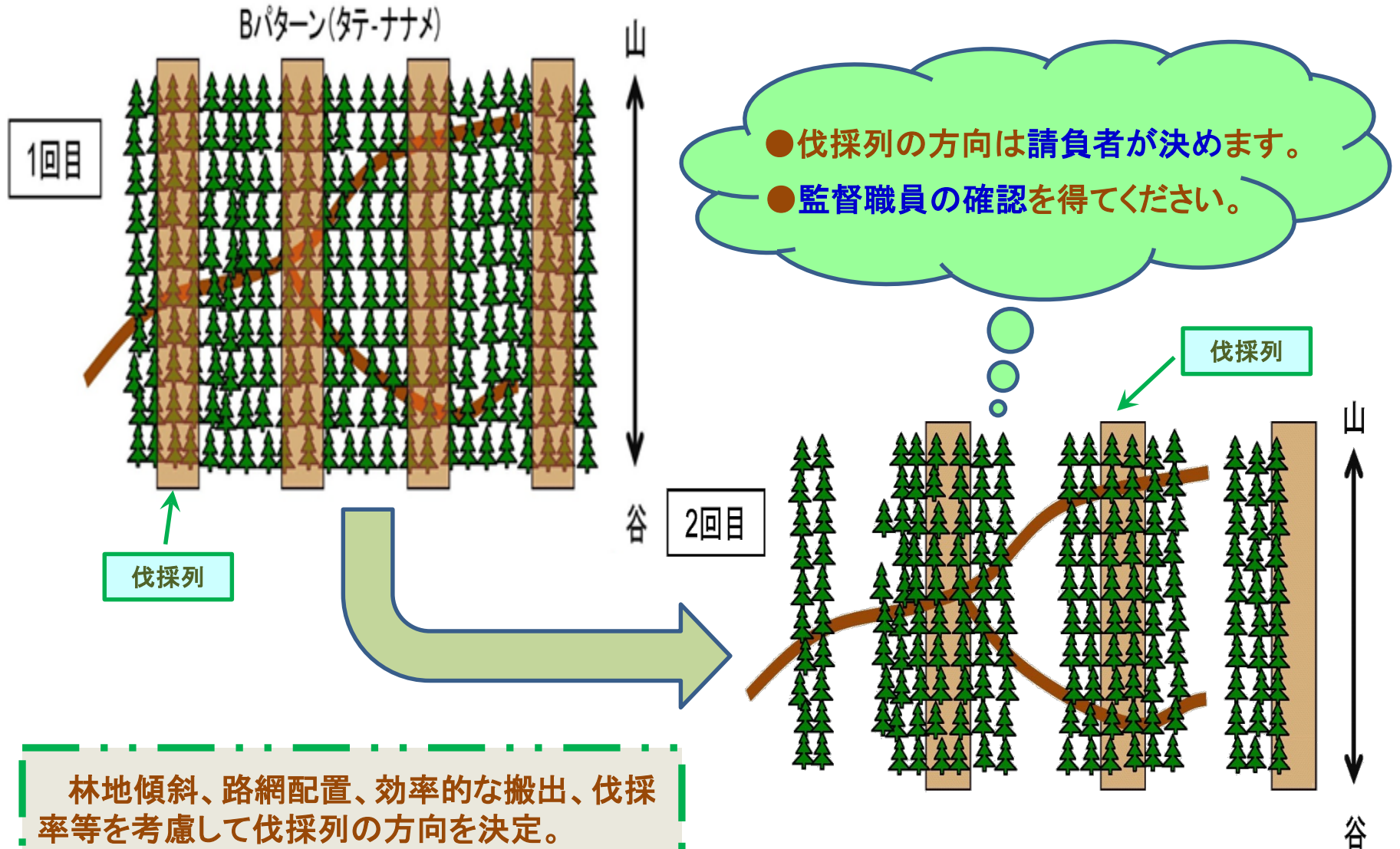


- ハーベスタ、フェラーバンチャ等の林業機械を使って伐採する場合は、5m幅での伐採が可能。
- 特に林地傾斜 $15^{\circ}$ 以下の箇所においては積極的に適用。
- 残し幅は「10m程度以内を基本」。
- 伐採率に留意。

伐採幅5m以内

残し幅10m程度以内

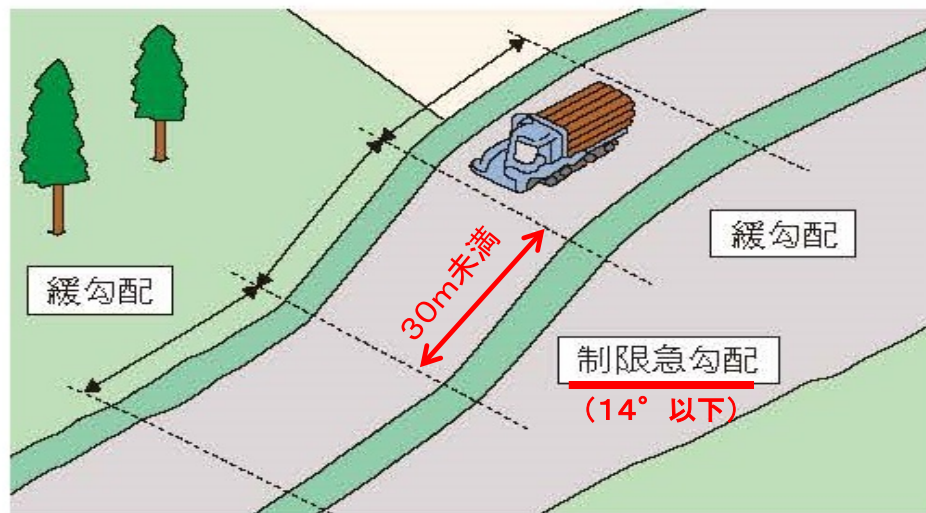
# ●間伐2回目の列状間伐〔参考イメージ図〕



## 2 森林作業道作設技術

### ● 縦断勾配の基準の徹底について

- 森林作業道の縦断勾配は概ね $10^\circ$ 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り $14^\circ$ 以下(制限勾配)としています。  
これは安全上の観点から規制しているものであることから、特に留意してください。
- 既設路を活用する場合も、縦断勾配は概ね $10^\circ$ 以下を基本とし、やむを得ない場合は30mに限り $14^\circ$ 以下(制限勾配)としています。



〔林業・木材製造業労働災害防止規程

改正概要抜粋〕

林業・木材製造業労働災害防止規程第115条(走行路の確保)では、30m以上の制限勾配を設けないこと、また、前後には緩和区間を設けることとされています。

引用: 林業・木材製造業労働災害防止協会パンフレット抜粋

# ● マニュアル等の作設技術に関する資料について

## ● マニュアル等の作設技術に関する資料

- 森林作業道作設マニュアル
- 森林作業道事例集
- 目で分かる指導基準
- 森林作業道作設技術に関するQ&A

契約時等に配布しています。  
これら資料は**必ず現場代理人**  
に**周知**をお願いします。



### 3 採材・仕訳

一定の品質を確保するため「素材の日本農林規格」に基づいた品等区分により、一般材、低質材、原料材に仕訳をしていますので、仕様書及び監督職員の指導のもと採材及び仕訳をお願いします。

針葉樹原料材比率【局全体】  
29年度 ⇒ 48% (1月末時点)  
28年度 ⇒ 54%

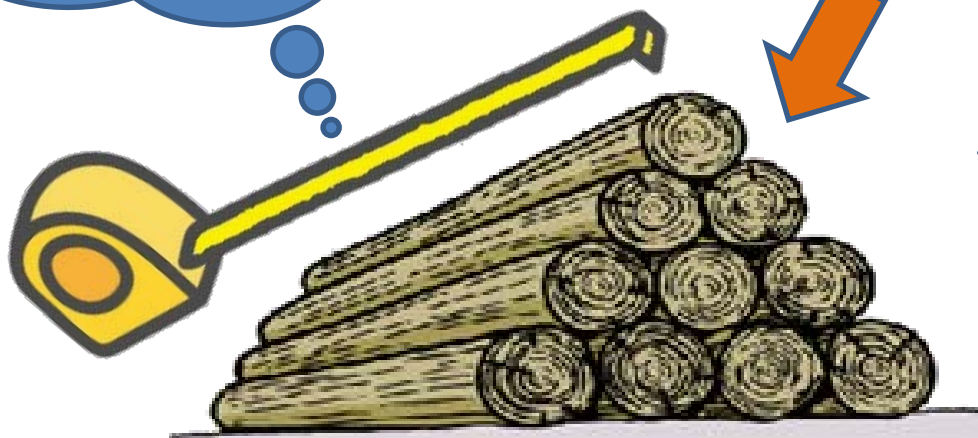


一般材比率の向上が  
求められている。

メジャーを当てての材長、延び寸  
(5cm程度)の確認。  
こまめな測尺装置の調整。

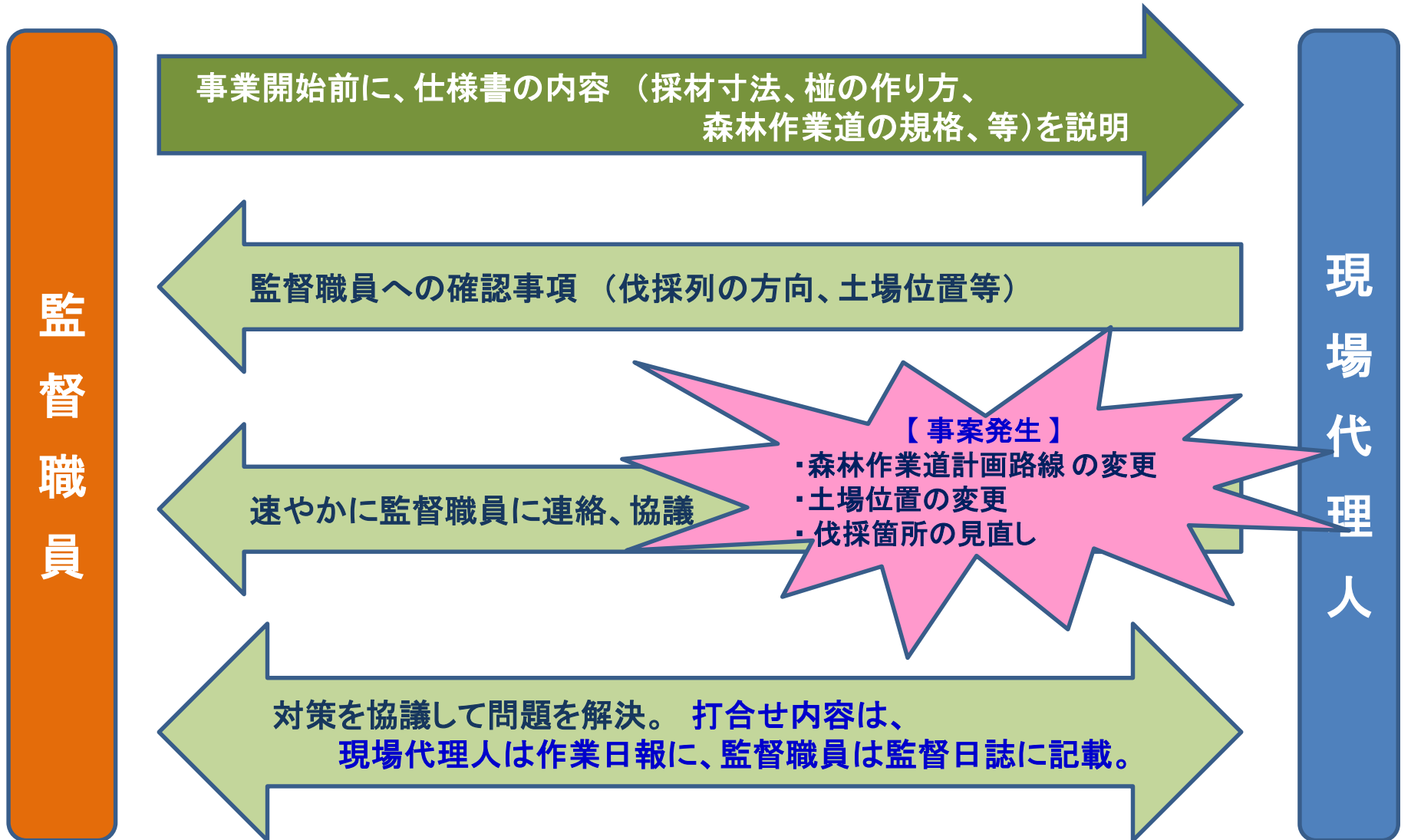
仕様と異なることの  
ないように！！

一般材・低質材の  
仕訳の確認。





# 4 監督職員とのコミュニケーションについて



## 5 その他

### ● 誤伐の防止

- 北海道の国有林の90%以上が保安林です。保安林での誤伐は未協議伐採のため森林法違反となります。この場合、指名停止等の処分を受けます。
- 過去の誤伐を見ると、周囲標示の確認不足による隣接林分の伐採など、ちょっと気をつければ防止できたものでした。
- 誤伐防止には、作業される方々との間での情報共有が必要不可欠です。毎朝のミーティングにおいて、必ず、当日の作業場所の周囲標示テープの色、伐採木の標示テープの有無、伐採列の標示方法等、直接作業される方に情報共有の徹底・指導をお願いします。

### ● 国有林間伐推進コンクール

- 生産性向上に向けた取り組みは、喫緊の課題として取り組まれていることと思います。機械の連携や人員配置の工夫など、生産性向上に向けて取り組んだ成果を、間伐・再造林推進コンクールの場で披露して頂きますようお願いいたします。
- 毎年、6月頃にホームページにて公募を行っています。応募よろしく申し上げます。

# 国有林材の安定供給システムによる販売

## 趣旨

システム販売は、需要者と協定を締結し林産物を数量・価格の両面で安定的に供給する販売方法です。

このことを通じて、地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に貢献できるよう、推進していきます。

また、林業の成長産業化に繋がるよう、需要者ニーズを踏まえ、国産材の安定供給体制の構築に向けてさらに政策効果が高まるよう見直しを加えていきます。



# 平成30年度システム販売(製品販売)について

## ◎公募の方法・対象物件等

- 公募量は、 38万 $m^3$ 程度を予定
- 前期(3月上旬)・後期(7月頃)の2回公募
- 公募数量は、1物件1千 $m^3$ ~8千 $m^3$ 程度。

なお、原料材については、バイオマス需要や地域貢献等の地域性を考慮した物件、複数年協定による大ロットの物件も公募

# 平成30年度実施に向けた改正について

## 改正ポイント 1

◎ FITによるバイオマス発電用燃料と既存利用を含む申請に当たっては、次の項目全てに該当する場合は受理します。

1. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定事業者の申請であること。
2. バイオマス発電用燃料と既存利用の分別管理が徹底されていること。
3. 企画提案において、それぞれの利用数量が明確に記載されていること。
4. 協定量との乖離があった場合は、既存利用を優先すること。

# 平成30年度実施に向けた改正について

## 改正ポイント 2

◎クリーンウッド法（以下、CW法と言う）及び・  
森林認証、CoC認証による合法木材の流通  
利用の促進を図る取組を評価

### 1. 申請書

申請書様式3 保有する資格

CW法、森林認証、CoC認証等を記載

### 2. 企画提案書

3. ②原木や製品の付加価値の向上や森林  
資源の有効活用を図るもの、取組を記載

# 平成30年度実施に向けた改正について

## 改正ポイント 3

- ◎協定期間の見直し(単年度の協定)  
協定締結の日から翌年4月30日とします。

# 申請にあたっての留意事項

## 【企画提案書作成】

- ・応募物件に対する取り組みを記載
- ・「買受希望単価」を除く4項目のうち、一つ以上の項目に取り組み内容を記載する必要があります。

## 【企画提案事項】

- ・購入する材の利用計画は、原木の分配、加工、流通の経路がわかるように記載して下さい。
- ・原木の長級は、企画提案事項ではありますが、**多種多様な提案及び一般材を2.7m未満の短材とする提案は応じられない場合があります。**
- ・取組内容は、次ページ以降の審査項目及び審査のポイントを参考に具体的に記載して下さい。

## 【製品販売】

評価項目		配点	評価基準
原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率化を図るもの		20～0点	各項目ごとに、取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているか否か
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効活用を図るもの(新規需要開発を含む)		30～0点	
地域の振興等への貢献を図るもの		20～0点	
山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの		10～0点	
買受希望単価	120%以上	20～－10点	価格評価における予定単価に対する買受希望単価の比率（小数点以下切り捨て）
	115%以上～120%未満		
	110%以上～115%未満		
	105%以上～110%未満		
	100%以上～105%未満		
	90%以上～100%未満		
	90%未満		
前回のシステム販売における取組状況		0～－10点	意図した結果が得られているか否か

# 製品販売における審査のポイント ①

※ 審査は、企画提案書の記載内容のみに基づくこととなりますので、取り組みの内容はできるだけ具体的に記載して下さい。

項目	取組内容
原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	◎ <u>製品の生産にかかるコストの縮減</u> 工場設備の更新などによる加工コスト縮減にかかる取り組みを数値目標等も含めて、具体的に記載して下さい。 <b>(更新年度・導入年度も記載)</b>
	◎ <u>原木及び製品の流通にかかるコストの縮減</u> 原木及び製品の輸送や流通にかかるコスト縮減の取り組みを具体的に記載して下さい。
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの(新規需要開拓を含む)	◎ <u>原木や製品の付加価値の向上を図るもの</u> ◎ <u>CW法、森林認証及びCoc認証による合法木材等の流通利用促進</u> 原木及び製品の付加価値向上や合法木材等の利用促進に係る取り組みを具体的に記載して下さい。

## 製品販売における審査のポイント ②

項目	取組内容
原木や製品の付加価値の向上や森林資源の有効利用を図るもの(新規需要開拓を含む) ※つづき	◎森林資源の有効活用を図るもの 原料材、未利用材の有効活用の取り組みについて具体的に記載して下さい。
	◎国産材の新規需要開拓・シェア拡大を図るもの 新規需要開拓、国産材シェア拡大等の取り組みについて具体的に記載して下さい。
地域の振興等への貢献を図るもの	◎地域の林業・木材産業への貢献を図るもの 地域への貢献のうち、森林整備などの林業・木材産業へ貢献する取り組みを具体的に記載して下さい。
	◎地域の農林水産業への貢献を図るもの 製品を地域の農林水産業用として供給するなど、農林水産業への貢献を図る取り組みを具体的に記載して下さい。



## 製品販売における審査のポイント ③

項 目	取 組 内 容
<p>地域の振興等への貢献を図るもの ※つづき</p>	<p>◎その他地域への貢献を図るもの 林業・木材産業及び農業・水産業以外で地域への貢献を図る取り組みについて具体的に記載して下さい。</p>
<p>山土場での選別・巻立を簡略化し、自動選別機等による計測を念頭に山土場に集材された原木を工場等へ直送するもの</p>	<p>自動選別機等の活用に当たって、山土場からの輸送手法、工場土場での選別、仕訳手法等について具体的に記載して下さい。</p>

# 協定締結後の売買等に関する留意事項

◎ 生産事業の進捗状況を踏まえ、署との間で売買契約を締結することとなりますが、企画提案内容であっても、以下の事項等要望に応じることができない場合があります。

## ・多種類の長級の採材

希望長級には可能な範囲で対応しますが、多種類の希望には、対応しかねる場合があります。

## ・一般材を2.70m未満で採材要望

一般材を2.70m未満の短材で要望した場合については、要望数量に達しない場合があります。

また、その場合の協定単価は、2.70m～4.00mの協定単価とさせていただきます。

## ・仕訳方法の細分化

一定の範囲の径級を纏める極の巻立てについては、各事業箇所のお場の状況等により、対応可能な場合とできない場合があります。具体的には各(支)署の資源活用担当者に相談して下さい。

# その他留意事項

## ◎複数年協定の事業計画

- 当年度にかかる事業計画を提出  
(次年度以降、当該年度分を年度当初に提出)

## ◎結果報告書の提出

- 協定者は、協定期間終了後、「**国有木材の安定供給システムに係る結果報告書**」を森林管理局長に提出  
(複数年の場合は各年度毎に提出)
- バイオマス発電所に発電用として、製品(申請対象物件を加工したものに限り)を納入した際の伝票等の写しなど、**納入価格を明らかにする資料**を提出

## ◎協定予定者との価格協議

- 価格協議において、長期間を有する場合があることから、事前に**期限を設定**

## 必須要件

全てを満たしていなければ協定予定者として選定することができません。

### 【製品販売及び立木販売共通】

- 林産物売払いの一般競争参加資格を有している
- 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有する
- 社会保険等に参加している
- 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績がある
- 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でない
- 警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- 製材工場等については、JAS認定工場である(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合に限る)
- 原木市場等(※ただし、立木販売は「素材生産業者等」と読み替える)については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確である、又は、製材工場等との共同申し込みである
- 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みである

# システム販売 (立木販売)

# システム販売(立木販売)の種類

システム販売  
(立木販売)

国有林材

国有林材

+

民有林材



# 公募及び協定量の推移

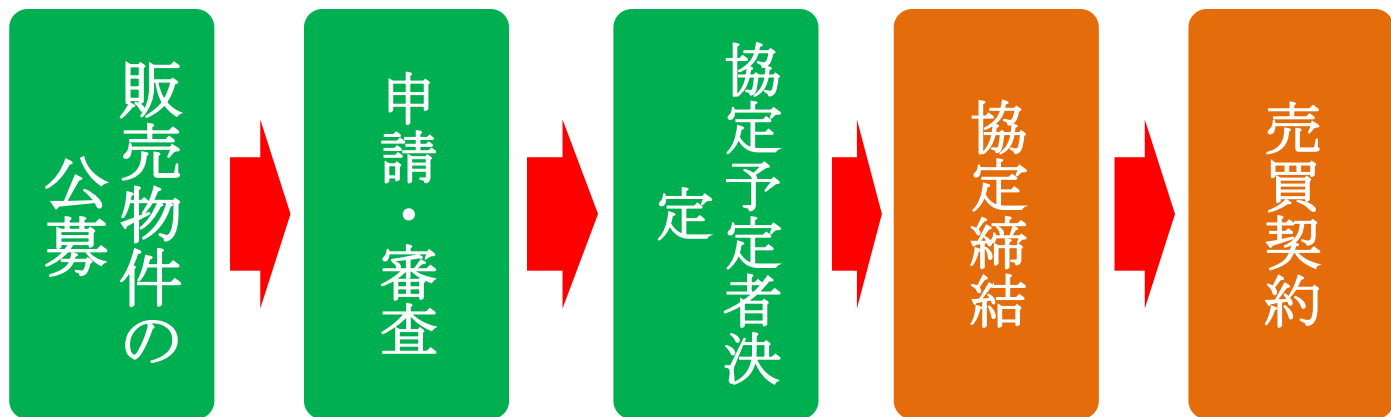
単位：千m<sup>3</sup>

年度	民国 連携	公募		協定	
		物件数	数量	物件数	数量
H29		4	20.7	3	14.7
H28		7	45.4	7	45.4
	●	1	11.7	1	11.7
H27		4	43.9	2	24.0
H26		11	76.5	8	48.6
	●	2	10.6	2	10.6

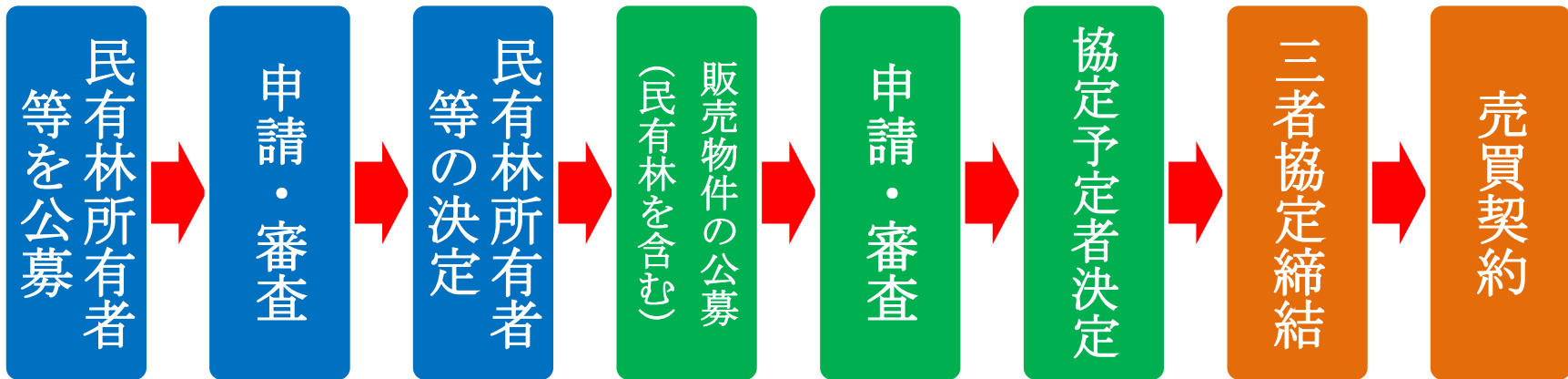
民国連携は、民有林の数量も含む。

# システム販売(立木販売)の仕組み

## 国有林



## 民国連携



## システム販売(立木販売)対象物件等について

- ◆ 森林資源の有効利用を促進するため、人工林を団地化して、木材の安定的な供給を通じて、地域の安定供給体制の整備や国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくり等を進めることを念頭に物件を公募します。
- ◆ 公募する物件は、原則2年以上の複数年で公募して、安定的に供給していきます。

# システム販売(立木販売)の審査基準

## 1 必須要件

- 林産物売払いの一般競争参加資格を有している
- 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有する
- 社会保険等に参加している
- 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績がある
- 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でない
- 警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- 製材工場等については、JAS認定工場である(出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合に限る)
- 素材生産業者等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確である、又は、製材工場等との共同申し込みである
- 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みである

# システム販売(立木販売)の審査基準

## 2 評価項目等

評価項目		配点	評価基準
作業仕組みの効率化、機械化の推進等による素材生産コストの低減、林地及び残存木の保全を図るもの		20～0点	各項目ごとに、取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているか否か
未利用資源の低コストな収集・運搬システムの開発等による森林資源の有効利用を図るもの		30～0点	
原木の効率的な流通や新規需要開拓、木材のカスケード利用の促進を図るもの		20～0点	
地域の振興等への貢献を図るもの		20～0点	
応募した物件の協定予定量の初年度物件に対する買受希望単価	500%以上	10～0点	価格評定における予定単価に対する買受希望単価の比率（小数点以下切り捨て）
	300%以上～500%未満		
	100%以上～300%未満		
	100%未満		
前回のシステム販売における取組状況		0～－10点	意図した結果が得られているか否か

# システム販売(立木販売)の審査ポイント

- 高性能林業機械の効果的な配置による稼働率の向上、効率的な作業に取り組むものか。
- 短幹集材システムによる用材、バイオマス材の効率的な収集・運搬に取り組むものか。
- 各市町村等での熱供給事業との連携による効果的、安定的な原料供給体制の充実を図り、地域への貢献を図るものか。
- 地域の林業・木材産業への貢献やおが粉や家畜敷料など農業関連利用等への促進を図るものか。

## 民有林と連携したシステム販売(立木販売)

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化や未利用間伐材の有効利用等に資するため、国有林、民有林所有者及び素材生産業者と三者協定を締結し、安定供給を通じて地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要開拓に貢献します。



## 【背景・課題】

- 森林・林業施策の一層の推進に向け、国有林と民有林との連携により効率的な森林整備等の推進が必要
- 道産木材供給の約7割が民有林材であり、安定供給体制の構築には民有林との連携が不可欠

# 【民国連携の効果】

## 国有林

- 地域の林業・木材産業の活性化
- 新たな需要開拓
- 原木の加工・流通の合理化等

## 素材生産業者

- 国有林のみでなく民有林を含めた安定した調達先の確保
- 未利用間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用の推進

## 民有林所有者

- 確実な森林整備の推進
- 安定した販売先の確保
- 施業の集約化による生産コストの削減

# 民国連携の協定締結状況

年度	国有林(協定量)	民有林(協定量)	素材生産業者等
28	檜山森林管理署 (9,163m <sup>3</sup> )	北海道 (2,542m <sup>3</sup> )	南北北海道林業総合事業協同組合
26	胆振東部森林管理署 (2,060m <sup>3</sup> )	むかわ町 (450m <sup>3</sup> )	苫小牧広域森林組合
26	上川中部森林管理署 (6,000m <sup>3</sup> )	北海道 (2,100m <sup>3</sup> )	三津橋産業株式会社

# 労働災害の未然防止の呼びかけ

【資料4】

平成30年2月28日  
北海道森林管理局

- 今年度、全国国有林における重大災害は、当局管内の2件の重大災害を含めて、6件発生しており、昨年の1件から大幅に増加しています。特に、1月下旬の根釧西部署管内の案件を含め、11月下旬から短期間で4件の重大災害が発生しており、極めて憂慮すべき状況にあります。
- このため、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、伐倒作業に係る類似災害防止に向けた取組を強化するため、2月上旬に全道5地区で安全指導を実施したところです。
- また、北海道国有林における休業4日以上労働災害は、重大災害2件を含めて13件の発生となっています。前年同期(15件)より発生件数は減少しているものの、安全指導を実施した直後の2月中旬に、ヒヤリ事故を含めて3件の労働災害が発生していることは、大変遺憾であるとともに看過出来ない状況となっています。なお一層の安全への取組をお願いします。

●表1 重大災害発生状況(全国国有林)

平成30年2月20日現在

区分 年度	請負事業						立木販売	合計	
	生産	造林		林道	治山	その他			計
		経常	伐採系						
H27			3		1		4	2	6
H28								1	1
H29	1		3				4	2	6

●表2 労働災害発生状況(北海道国有林)

区分 年度	請負事業						立木販売	合計	
	生産	造林		林道	治山	その他			計
		経常	伐採系						
H27		1	12	1	1		15	3	18
H28		1	11				13	3	16
H29		1	9	1			11	2	13

※H29 伐採系と立木販売の重大災害各1件を含む。

## STOP！林業災害(別添)

### ➤ 伐倒作業に伴う安全の確保

- ① 伐倒作業及び準備作業では、立入り禁止区域、伐倒合図、禁止作業などを守って作業を行う。
- ② 伐倒作業の基本を守って作業を行う。

### ➤ かかり木処理の禁止事項

資料: 林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部より